



特定最低賃金の改正決定に関する公示

長崎労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のとおり改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成26年12月1日

長崎労働局長 小鹿 昌也

長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

第4号中「1時間800円」を「1時間810円」に改める。